

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定める

ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署
受付印

令和_____年_____月_____日

税務署長

〒

届出者 住所(居所) _____

氏 名 _____

(電話番号) _____ - _____ - _____)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人住所				氏名			
届出者が被相続人から農地等を 相続 遺贈により取得した年月日				昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公 告 年 月 日	令和 年 月 日					
	公 告 番 号						
賃借権等の存続期間（始期～終期）				令和 年 月 日～令和 年 月 日			
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。				$\frac{(\text{借受代替農地等の合計面積})}{(\text{貸付特例適用農地等の合計面積})} = \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \geq 80\%$ <small>(別紙②)</small> <small>(小数点以下切捨)</small> <small>(別紙①)</small>			
(添付書類)							
1 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 (注) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合の添付書類は、裏面の「5」をご参照ください。							
関与税理士		電話番号					

※	通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
	年 月 日		

記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積等促進計画^(*)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。
※ この届出書（添付書類に関する事項を除きます。）において、「農用地利用集積等促進計画」には、基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

- 1 「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告^(*)された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第19条の規定による公告を含みます。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
(注) 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。
- 5 基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合は、この届出書に次の書類を添付してください。
 - (1) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - (2) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類